

議案第 6 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。
 別表第3の1の表6の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表7の項中「建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「建築等をする建築物」に改め、「建築物の数が」を削り、「78,000円に1を超える」の次に「建築等をする」を加え、同表8の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、「建築物の数が」を削る。

別表第5の2の（1）の表を次のように改める。

（1）住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額		
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
				申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅			5,000円	—	36,800円
共同住宅等	住戸部	1棟の総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	35,300円	74,500円

分	1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300 円	51,200円	104,800 円
	1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900 円	73,600円	147,500 円
	1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400 円	111,100 円	211,900 円
	1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800 円	168,100 円	303,800 円
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400 円	239,500 円	411,500 円
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600 円	309,500 円	539,600 円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	185,100 円	352,100 円	633,600 円
供用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100 円	—	117,900 円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400 円	—	155,500 円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900 円	—	194,500 円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800 円	—	303,000 円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400 円	—	389,100 円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600 円	—	465,100 円
	床面積が25,000平方メートルを超え	217,000 円	—	541,700 円

	るもの			
備考				
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。				
2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。				
3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。				
4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。				

別表第5の3の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額			
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合		
一戸建ての住宅		3,000円	—	18,900円	
共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	18,600円	38,200円
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	23,700円	54,100円
		1棟の総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	39,600円	76,600円
		1棟の総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	60,400円	110,800円
		1棟の総戸数が50	52,000円	92,700円	160,500円

	戸を超え100戸以下のもの			円
	1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	133,500円	219,500円
	1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	172,100円	287,100円
	1棟の総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	176,000円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	—	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	—	79,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	—	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	—	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	—	208,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	—	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	—	292,500円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第6の5の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額			
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合		
			申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅		5,000円	18,700円	36,800円	
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	35,300円	74,500円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	51,200円	104,800円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	73,600円	147,500円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	111,100円	211,900円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	168,100円	303,800円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	239,500円	411,500円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	309,500円	539,600円
		総戸数が300戸を超えるもの	185,100円	352,100円	633,600円
共	床面積が300平方	10,100	—	117,900	

用 部 分	メートル以内のもの	円		円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	—	155,500円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	—	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	—	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	—	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	—	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	—	541,700円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6の6の(1)の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向	その他の場合
		申請に係る建築物のエネルギー消費性能向

			上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	ギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	評価されたものである場合
		一戸建ての住宅	3,000円	9,800円	18,900円
共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	18,600円	38,200円
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	23,700円	54,100円
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	39,600円	76,600円
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	60,400円	110,800円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	92,700円	160,500円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	133,500円	219,500円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,100円	172,100円	287,100円
		総戸数が300戸を超えるもの	111,100円	176,000円	335,300円
共用部分	共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	—	59,900円
		床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	—	79,500円
		床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	—	100,100円

床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000 円	—	160,200 円
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400 円	—	208,300 円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100 円	—	249,900 円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200 円	—	292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合
住戸部分の手数料の金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の1の表の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。